

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(環境省)

| | | | | | | |
|------------------------------------|--|-------|-------------------|----------------|--------------------------|----------|
| 事業名 | 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 | | 担当部局庁 | 環境省水・大気環境局 | 作成責任者 | |
| 事業開始・終了(予定)年度 | 平成23年度～ | | 担当課室 | 水・大気環境局 総務課 | 水・大気環境局総務課長 粕谷 明博 | |
| 会計区分 | 一般会計 | | 施策名 | 3-4 土壌環境の保全 | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「特措法」という。)第30条等 | | 関係する計画、通知等 | 除染に関する緊急実施基本方針 | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 放射性物質の除染、除染に伴い発生する汚染土壌等の仮置場の設置及びその管理、除染事業の実施等に関するリスクコミュニケーション並びに地方公共団体に対する支援等を通じて、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の低減、国民の安全・安心の確保を目指す。 | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | ①除染特別地域の除染 放射性物質により汚染された住宅、公共施設、森林、農地等の除染を実施する。 ②除染に伴い発生する除染土壌等の仮置場の設置・汚染土壌等の管理 除染等に伴って発生する汚染土壌等を、中間貯蔵施設に搬入する前に一時的に保管する仮置場を設置し、一時的に保管する。 ③線量が相当高い地域における除染実証 現在のところ、空間線量が20mSv/年を大幅に超える地域における除染技術に関する知見が十分に得られていない。このため、同地域における除染に有効かつ適用可能な技術に関する知見を得るため、同地域において実証事業を実施する。 ④地方公共団体における除染活動等の支援 地方公共団体等が行う生活圏における除染事業や比較的低線量地域において、側溝、雨どい、学校、公園など、局所的に高線量を示す箇所の除染等を支援する。 ⑤除染事業の実施等に関するリスクコミュニケーション 放射性物質に関する正確な知識の普及及び国等が実施する除染等に関する正確な情報の発信等を通して、除染後の地域の住民の安心の確保を図る。 | | | | | |
| 実施方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| 23年度予算額 (単位：百万円) | 当初 | 第1次補正 | 第2次補正 | 第3次補正 | 計 | |
| | | | | 199,663 | 199,663 | |
| 成果目標 (アウトカム) | 成果指標 | 単位 | 目標値 | | 活動指標 | 23年度活動見込 |
| | | | 23年度 | (年度) | | |
| | (国による除染に係る計画が未策定のため記載不可) | | | | (国による除染に係る計画が未策定のため記載不可) | () |
| 単位当たりコスト | (円/) | | 算出根拠 | | | |

事業所管部局による点検

| 項目 | 内容 |
|--|---|
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。 | 「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「1(vii)特に、原子力災害からの復興については、国全体としての強い危機意識を共有し、本方針において復旧・復興のための当面の取組みを定めるとともに、これに限ることなく、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生・復興に取り組む。」「6 ④放射性物質の除去等」と記載されており、その諸原則と本事業の考え方の整合性はとられている。 |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | 除染が復興の前提であることから、被災地のニーズ及び優先度は極めて高い事業である。 |
| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。 | 他省庁実施のモデル事業、モニタリング等の結果を反映しつつ除染を実施していくこととしているため、効果的な事業となる。 |
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。 | 要求額の算定に当たっては、文献等を参考にしつつ、除染を実施する所ごとに検討を行い、費用対効果、効率性についても検証している。 |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。 | 特措法に基づいた除染特別地域(国が除染事業を実施)と除染実施区域(原則として地方公共団体が除染事業を実施)に分け除染を実施することを予定しており、役割分担は明確である。 |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。 | 他省庁実施のモデル事業、モニタリング等の結果も反映しつつ除染を実施していくため、他事業と整合的、計画的に実施していくこととしている。 |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。 | 迅速に調査・計画業務を行い、計画に即した事業を実施していくこととしている。また、基本的には競争的契約を行いその結果を公表し、透明性を確保させる。 |

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。